

【電子版】



2026年 第16号 2026年 8月25日

発行：自交総連本部

〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201

tel. 03-3875-8071

fax. 03-3874-4997

メール info@jikosoren.jp

ホームページ→



自交労働者の働かせ方改善を求める

自交産業は、労働基準法に違反する働かせ方が常態化しています。

厚労省が事業所へ監査に入れば、何かしらの違反が見つかる異常な状態です。違反事項は、上から労働時間、割増賃金、時間把握（始業・終業時刻を確認し記録する義務）の順で多く、とくに労働時間の超過が深刻です。

そのため、自交産業の労働者は、他業種と比較して脳・心臓疾患や精神障害で過労死する比率が飛びぬけて高くなっています。

自交総連は、これまで省庁交渉を通して政策要求運動を展開してきました。今後も、行政が悪質な違反企業に対して罰則を科すような強制措置をおこなう、といった実効性ある対策を求めています。

以下、統計データを紹介します。

◎ 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況 （2～4ページ）

【出典】厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11202000/001731858.pdf>

◎ 「過労死」等労災補償状況（5～6ページ）

【出典】厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001723466.pdf>

<https://www.mhlw.go.jp/content/11402000/001723467.pdf>

2025年 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

労働法令違反率 タク90% バス76%

全国の労働基準監督署等は、2025年の一年間で、自動車運転者を使用する4123事業場に対して監督指導を実施しました。（厚生労働省公表）

◎監督指導の状況

労働基準関係法令の違反状況では、トラック事業場で80.8%、バス事業場で75.6%、ハイヤー・タクシー事業場で90.4%の違反がありました。改善基準告示の違反率は、トラック57.1%、バス50.0%、ハイタク41.6%となりました。

自動車運転者を使用する事業場に係る 労働基準関係法令違反・改善基準告示違反の年別推移

厚生労働省労働基準局監督課

上段：監督実施事業場数／中：労働基準関係法令違反事業場数／下：改善基準告示違反事業場数

年 (1～12月)	項目	トラック関係		バス業		ハイヤー・ タクシー業		その他		合計	
H30 2018	監督実施	5,109		350		462		610		6,531	
	法令違反	4,271	83.6%	261	74.6%	392	84.8%	500	82.0%	5,424	83.1%
	告示違反	3,419	66.9%	177	50.6%	150	32.5%	260	42.6%	4,006	61.3%
H31・R1 2019	監督実施	3,222		246		323		492		4,283	
	法令違反	2,672	82.9%	189	76.8%	295	91.3%	382	77.6%	3,538	82.6%
	告示違反	1,940	60.2%	123	50.0%	122	37.8%	201	40.9%	2,386	55.7%
R2 2020	監督実施	2,780		208		288		378		3,654	
	法令違反	2,263	81.4%	144	69.2%	251	87.2%	299	79.1%	2,957	80.9%
	告示違反	1,563	56.2%	85	40.9%	80	27.8%	154	40.7%	1,882	51.5%
R3 2021	監督実施	3,037		103		266		364		3,770	
	法令違反	2,465	81.2%	66	64.1%	230	86.5%	293	80.5%	3,054	81.0%
	告示違反	1,754	57.8%	30	29.1%	68	25.6%	158	43.4%	2,010	53.3%
R4 2022	監督実施	3,079		123		271		312		3,785	
	法令違反	2,549	82.8%	94	76.4%	239	88.2%	260	83.3%	3,142	83.0%
	告示違反	1,790	58.1%	50	40.7%	82	30.3%	115	36.9%	2,037	53.8%
R5 2023	監督実施	2,928		193		299		291		3,711	
	法令違反	2,389	81.6%	155	80.3%	269	90.0%	236	81.1%	3,049	82.2%
	告示違反	1,706	58.3%	102	52.8%	100	33.4%	91	31.3%	1,999	53.9%
R6 2024	監督実施	3,424		249		319		336		4,328	
	法令違反	2,786	81.4%	193	77.5%	279	87.5%	274	81.5%	3,532	81.6%
	告示違反	1,994	58.2%	128	51.4%	120	37.6%	118	35.1%	2,360	54.5%
R7 2025	監督実施	3,175		270		303		375		4,123	
	法令違反	2,564	80.8%	204	75.6%	274	90.4%	304	81.1%	3,346	81.2%
	告示違反	1,812	57.1%	135	50.0%	126	41.6%	115	30.7%	2,188	53.1%

自動車運転者を使用する事業場に係る労働基準関係法令・改善基準告示の違反状況

令和7年(2025)年1～12月、厚生労働省労働基準局監督課

		トラック	バ　ス	ハイヤー・ タクシー	その他	合　計
監督実施事業場数		3,175	270	303	375	4,123
労働基準関係法令 違反事業場数		2,564 80.8%	204 75.6%	274 90.4%	304 81.1%	3,346 81.2%
主 要 違 反 事 項	労働時間	1,269 40.0%	72 26.7%	135 44.6%	144 38.4%	1,620 39.3%
	割増賃金	605 19.1%	45 16.7%	82 27.1%	80 21.3%	812 19.7%
	時間把握	170 5.4%	24 8.9%	30 9.9%	36 9.6%	260 6.3%
改善基準告示 違反事業場数		1,812 57.1%	135 50.0%	126 41.6%	115 30.7%	2,188 53.1%
改 善 基 準 告 示 違 反 事 項	総拘束時間	936 29.5%	67 24.8%	72 23.8%	56 14.9%	1,131 27.4%
	最大拘束時間	1,408 44.3%	83 30.7%	88 29.0%	78 20.8%	1,657 40.2%
	休息期間	1,017 32.0%	52 19.3%	39 12.9%	57 15.2%	1,165 28.3%
	最大運転時間	540 17.0%	22 8.1%	0 0.0%	34 9.1%	596 14.5%
	連続運転時間	777 24.5%	32 11.9%	0 0.0%	51 13.6%	860 20.9%

- 注1 「労働基準関係法令の違反事業場数」「改善基準告示違反事項」欄は、何らかの労働基準関係法令、改善基準告示の違反が認められた事業場数
- 2 下段は、監督実施事業場数に対する割合(%)
- 3 「その他」欄は、トラック、バス及びハイヤー・タクシー以外の業種で自動車運転者を使用する事業場（自社で製造した製品を運搬するトラック運転者を使用する製造業の事業場、建設現場で使用する資材等を運搬するトラック運転者を使用する建設業の事業場など）
- 4 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているので、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

◎送検状況

重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として、労働基準監督機関が送検した件数・法条文の内訳は、以下のとおりです。

労働基準関係法令違反により送検した件数					厚労省労基局監督課	
	暦年	トラック	バス	ハイヤー・ タクシー	その他	合計
平成31	2019	38	1	5	2	46
令和2	2020	46	4	2	9	61
令和3	2021	32	0	3	7	42
令和4	2022	44	1	8	5	58
令和5	2023	45	5	1	3	54
令和6	2024	42	5	5	7	59
令和7	2025	53	1	7	6	67

送検法条文の内訳

		R7 2025年	
労働時間	労基法第32条	19	28%
安全基準	労安法第20条等	10	15%
最低賃金の効力	最低賃金法第4条	8	12%
賃金の支払	労基法第24条	7	10%
労働条件の明示	労働基準法第15条	5	7%
割増賃金の支払い	労働基準法第37条	5	7%
報告等	労基法第104条・労安法第100条	5	7%
休日	労働基準法第35条	3	4%
その他		5	7%
		67	

◎国土交通省との連携

地方運輸機関との相互通報

		地方運輸機関との相互通報		厚労省労基局監督課
		暦年	労働基準監督機関から 通報した件数	労働基準監督機関が 通報を受けた件数
自動車運送 事業に従事す る自動車運転 者の労働条件 の改善を図る ため、労働基 準監督機関と	令和4	2022	556	297
	令和5	2023	545	414
	令和6	2024	501	323
	令和7	2025	404	296

地方運輸機関は、その監督等の結果（改善基準告示違反等）を相互に通報しています。件数は右上のとおりです。

地方運輸機関との合同監督・監査

自動車運転者の労働時間等の労働条件の確保・改善を図るため、労働基準監督機関と地方		地方運輸機関との合同監督・監査			厚労省労基局監督課	
		暦年	トラック	バス	ハイヤー・タクシー	合計
	令和4	2022	88	5	15	108
	令和5	2023	96	11	23	130
	令和6	2024	119	18	20	157
	令和7	2025	100	20	17	137

※ 2012年のバスは、5、6月に、高速ツアーバスを運行する貸切バス事業場に対する一斉監督を実施。2016年のバスは、2、3月を中心に、ツアーバスを運行する貸切バス事業省に対する緊急の集中監督指導を実施。

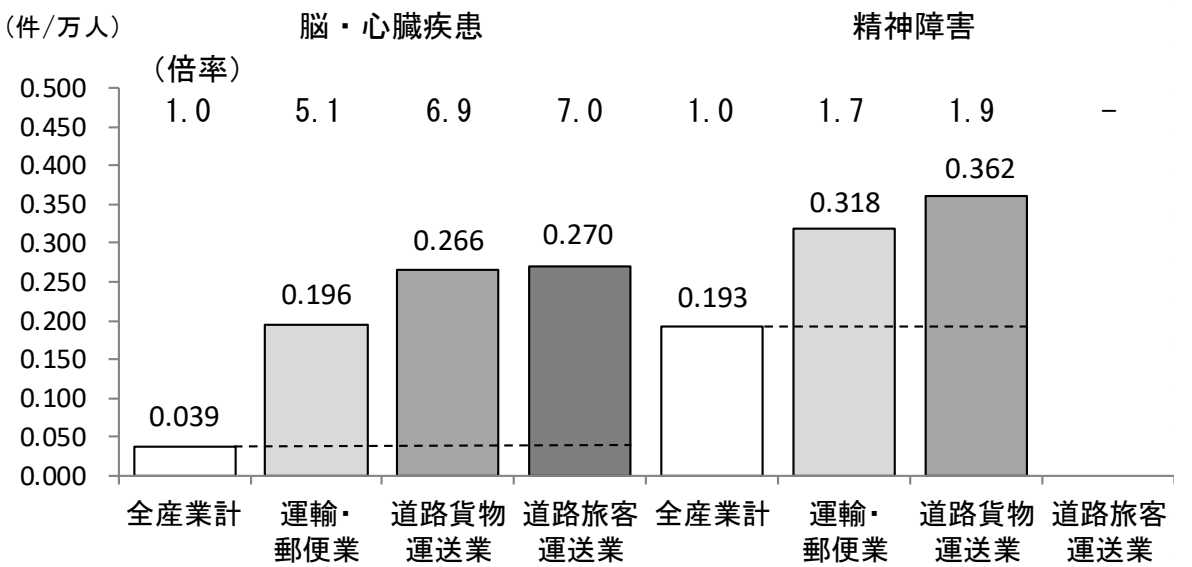
ことにより、効果的な指導を行っています。件数は右上のとおりです。

2025年度 「過労死」等労災補償状況

運輸・郵便業は過労死5.1倍、精神障害1.7倍

2025年度の「過労死」等労災補償状況では、運輸・郵便業の過労死が、脳・心臓疾患で全産業の5.1倍、精神障害（自殺）で全産業の1.7倍となりました。（厚生労働省公表）

道路運送業の「過労死」等労災認定率（雇用者 1 万人当たり、2025年度）



「過労死」等労災補償状況（2025年度）

2025 年度	脳・心臓疾患				精神障害			
	全産業計	運輸・郵便業	道路貨物運送業	道路旅客運送業	全産業計	運輸・郵便業	道路貨物運送業	道路旅客運送業
請求	1,254	257	179	39	4,958	419	202	85
構成比	100%	20.5%	14.3%	3.1%	100%	8.5%	4.1%	1.7%
うち死亡	303	82	61	12	215	15	7	1
認定	217	64	50	10	1,082	104	68	—
構成比	100%	29.5%	23.0%	4.6%	100%	9.6%	6.3%	—
うち死亡	67	23	20	1	9	6	3	—
認定率	0.039	0.196	0.266	0.270	0.193	0.318	0.362	—
倍率	1.0	5.1	6.9	7.0	1.0	1.7	1.9	—
雇用者数	5,620	327	188	37	5,620	327	188	37

注．労災認定数＝厚生労働省労基局労災補償課
雇用者数＝総務省労働力調査（公務員を除く）、認定率は雇用者 1 万人当たり
精神障害についての道路旅客運送業の認定率は掲載がなかった

脳・心臓+R3+A1:U37+A1:U37

	雇用者数(万人)									脳・心臓疾患の労災認定数(件)									平均の (倍率)	
	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	前3年 平均	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	前3年 平均	認定率	
農・林・漁業、鉱業、採石・砂利採取業	67	69	66	64	66	66	68	66	66.7	4	6	5	3	2	5	5	4	4.7	0.070	1.74
製造業	1011	1015	1000	1009	1008	1018	1009	999	1008.7	28	22	17	23	14	16	24	11	17.0	0.017	0.42
建設業	408	409	402	395	395	398	395	400	397.7	14	17	27	17	30	23	16	21	20.0	0.050	1.25
運輸業、郵便業	328	332	332	335	334	330	328	327	328.3	94	68	58	59	56	70	88	64	74.0	0.225	5.60
卸売・小売業	993	993	980	988	966	970	980	969	973.0	24	32	38	22	26	29	20	37	28.7	0.029	0.73
金融業・保険業	161	163	164	163	159	153	153	155	153.7	1	1	0	2	0	0	1	0	0.3	0.002	0.05
教育、学習支援業	148	154	159	161	162	157	162	166	161.7	2	2	2	1	7	5	2	6	4.3	0.027	0.67
医療、福祉	726	743	756	775	793	798	806	828	810.7	6	5	8	6	14	10	10	12	10.7	0.013	0.33
情報通信業	213	219	230	246	260	267	274	283	274.7	4	5	2	4	6	4	6	10	6.7	0.024	0.60
宿泊業、飲食サービス業	358	361	325	318	332	351	357	368	358.7	32	21	15	7	19	25	28	19	24.0	0.067	1.66
その他の事業(上記以外の事業)	1028	1044	1021	1026	1039	1038	1050	1059	1049.0	29	37	22	28	20	29	41	33	34.3	0.033	0.81
合 計	5441	5502	5435	5480	5514	5546	5582	5620	5582.7	238	216	194	172	194	216	241	217	224.7	0.040	1.00

労災認定数は厚生労働省資料、雇用者数は労働力調査による

脳・心臓疾患の労災認定率(直近3年間の平均、雇用者1万人当たり)

